

その他 1

美唄市民会館運営審議会委員委嘱について

美唄市民会館設置条例施行規則第 3 条の規定により、審議会の委員を次のとおり委嘱する。

(委嘱する者) 【任期 令和 8 年 4 月 21 日～令和 9 年 12 月 31 日】

氏名	住所	所属団体	備考
神内 貴満	美唄東中学校	学校関係	新任

(解嘱する者)

氏名	住所	所属団体	備考
横井 隆志	美唄東小学校	学校関係	

その他 1 参考資料

【関係条文抜粋】

美咲市民会館設置条例施行規則（昭和 44 年規則第 22 号）

（運営審議会）

第 2 条 条例第 3 条の規定による審議会は、次の事項について市長の諮問に応ずるとともに、必要と認めた場合は意見を具申することができる。

- (1) 会館運営の基本的方針に関する事。
- (2) 会館運営の適正合理化に関する事。
- (3) その他会館運営上重要な事項に関する事。

第 3 条 審議会は、学識経験者のうちから市長が委嘱する 15 名以内の委員をもって組織する。

（中略）

第 6 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。